

裁判員経験者との意見交換会議事概要

秋田地方裁判所

日 時 平成30年2月27日（火）午後2時から午後4時まで
場 所 秋田地方裁判所大会議室（5階）
出席者 司会者 三 浦 隆 昭（秋田地方裁判所刑事部総括判事）
裁判官 佐 藤 惇（秋田地方裁判所刑事部判事補）
検察官 辻 有希子（秋田地方検察庁検事）
弁護士 加 藤 謙（秋田弁護士会弁護士）
裁判員経験者1番 60代女性（以下「1番」と略記）
裁判員経験者2番 30代男性（以下「2番」と略記）
裁判員経験者3番 60代男性（以下「3番」と略記）
裁判員経験者4番 30代女性（以下「4番」と略記）
裁判員経験者5番 60代男性（以下「5番」と略記）
裁判員経験者6番 70代女性（以下「6番」と略記）
裁判員経験者7番 50代男性（以下「7番」と略記）
裁判員経験者8番 60代男性（以下「8番」と略記）
報道機関（傍聴・取材） 7社

【議事概要】

1 趣旨説明等

（司会者）

ただいまから、裁判員経験者との意見交換会を始めます。本日の司会を務めさせていただきます秋田地方裁判所刑事部総括判事の三浦と申します。どうぞよろしくお願いたします。皆様とは事件を一緒に担当させていただきました。お久しぶりです。裁判員経験者の皆様にはお忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。裁判員裁判は平成21年5月に施行され、10年目を迎えようとしています。これまでのところ、裁判員の皆様を含む関係者の御努力もありまして、おおむね順調に運用されていると理解しておりますが、なおいろいろな課題が存在し、継続的に点検し、検討をしていくこと、工夫、努力を重ねていくことが必要であると考えています。

本日の意見交換会は、秋田地裁における第6回の意見交換会となります。本日の意見交換会を開催する趣旨は、第1に、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。第2に、本日は報道機関の皆様にもおいでいただいておりますが、裁判員を経験された方々の生の声を、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様にお伝えいただくことにより、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかとということです。

こうした趣旨のもと、本日は8名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつ御参加いただいております。

本日の具体的進行としましては、まず8名の裁判員経験者の方々から一言お話しただいた後、①審理、評議・判決について、②裁判員を務める上での負担感についてそれぞれ御感想や御意見を、また、③法律家等への要望、④これから裁判員になられる方々へのメッセージをお話いただければと考えています。

また、裁判員経験者の方々からのお話を受けて、法律家の皆様方から御質問、御意見や御感想を頂戴したいと思いますし、最後になりますが、報道機関の皆様方からの御質問等をいただければと考えています。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思いますが、本日は裁判員経験者の方々をそれぞれテーブルプレートに記載してありますように番号でお呼びさせていただきますので、御了承ください。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

検察庁からは辻検察官にお出でいただいております。自己紹介をお願いします。

(検察官)

秋田地方検察庁の検事の辻です。どうぞよろしくお願いいいたします。

(司会者)

弁護士会からは加藤弁護士にお出でいただいております。自己紹介をお願いします。

(弁護士)

秋田弁護士会の弁護士の加藤です。よろしくお願いたします。

(司会者)

裁判所からは佐藤裁判官が出席しております。自己紹介をお願いします。

(裁判官)

秋田地裁刑事部裁判官の佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会者)

まず、本日出席いただいた裁判員経験者の皆様から、一言ずつ、お話しただければと思いますが、ただ単にお話してくださいというのも話しづらいと思いますので、ここでは、裁判員に選任される前に裁判員になりたいと思っていたかどうかと、裁判を終えた後の御感想を伺えればと思います。

まず、1, 2, 3番の方は、強盗殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件を担当されました。被告人が、タクシー運転手である被害者から現金を強盗しようとし、その際にナイフで刺し、車で轢過するなどして被害者を殺害したという事件でした。事実の中で、被告人に強盗目的があったのかどうか、車で被害者を轢過した際に轢過する認識があったのかどうかについて争いがある事案でした。

公判期日は判決宣告期日を含めて5回、第1回公判期日から判決までの期間は評議だけの日と週末を含めて15日間でした。

(1番)

なるべくなら裁判員に選ばれたくないと思っていたところでした。実際に裁判員をやらせていただきましたが、司法に参加するという経験がありませんでしたので、現実の裁判というものはドラマのように筋書きどおりにはいかないんだなと思いました。私たちの一声で人生が決まるという体験をさせていただきましたが、そうそうできることではなく、また、テレビの世界ではなく、身近な世界の中で認識させていただき、非常にプラスになる良い経験をさせていただきました。本当に感謝しております。ありがとうございました。

(2番)

裁判員に選任されて、正直びっくりしたというのが本音です。確率も低いので、自分が裁判員と言われても、正直どう伝えて良いのかと思いました。一人一人の人生を決めてしまうということなので、かなりの重圧やプレッシャーがありました。良い経験だったと思います。

(3番)

裁判所から突然封書が届きまして、裁判所という文字を見た時には驚きました。最初は、自分が何か悪いことをしたのかな、見覚えのない、オレオレ詐欺なのかなといった疑いを持って、恐る恐る封書を開けた記憶があります。法律とか、裁判というも

のが全く分からないものですから、果たして自分が裁判所に行って何かできるのか、という不安や心配がありました。しかし、実際参加してみますと、法律の知識等は私たちにはあまり関係がなかったので、安心しました。実際の裁判では、調書や証拠を一つ一つ皆で話し合っ決めていく、最終的に決断する、といったものが裁判の一連の流れなんだと知ることができました。ただ、被告人の、遺族に対しての謝罪や反省の言葉が、弁護士から強く言われてのものだったのがすごく残念でしたし、大黒柱を失った遺族の心情を考えますと、人を裁くという責任の重さを強く感じました。

(司会者)

次に、4番の方は、殺人の事件を担当されました。被告人が、自宅において、当時9歳の娘を窒息により死亡させたという事案でした。被告人が殺害行為をしたかどうかということと、責任能力があったのかどうかについて、争いがある事件でした。

公判期日は判決宣告期日を含めて4回、期間は評議だけの日と週末を含めて8日間でした。

(4番)

裁判所から封書が家に急に届いた時には、訴えられたのかと思いました。裁判員に選ばれた後、被告人の名前や事件の内容が書かれた用紙を渡されましたが、それを見た時に、裁判員をやるという責任の重さをすごく感じました。人の人生を左右する裁判ですので、すごく緊張感を覚えたのを今でも忘れられません。裁判員というものは、テレビの報道等でも知っていましたし、自分には機会のないことかなと思っていましたが、低い確率の中で選ばれましたし、またとない機会だと思いましたので、責任のあることですが、せっかくなので経験させていただきたいと思いました。被告人の生い立ちや、事件の分単位や秒単位で調べたものを一つ一つ評議したりして、裁判の流れがとても良く分かりましたし、裁判員裁判を進めていくにあたり、弁護士の方々や裁判官の方々等がとても丁寧に説明してくれましたので、最終的には、裁判員を経験できてとても良かったなと思っています。

(司会者)

次に、5番の方は、傷害致死の事件を担当されました。被告人が、入院先の病院で、入院していた被害者を押し倒して死亡させたという事件でした。被告人が押し倒したことについては争いはありませんでしたが、被告人が、被害者の足に自分の足をわざとかけたのかどうか、被告人の責任能力が限定的なものであったのかどうかについて

争いがある事件でした。

公判期日は判決宣告期日を含めて4回、期間は評議だけの日と週末を含めて10日間でした。

(5番)

裁判所から封書が届いた時に、やばいと思いました。中身を読んでいくうちに、辞退する理由が見当たらず、これはもうだめだな、やるしかないと思いました。それでもまだ迷っていましたが、妻から、「そんなに迷っているなら、とにかくやってみたら。」と一言ありました。それが結果的に受ける理由になりましたが、正直なところ、とんでもないことに当たってしまったと思いました。実は、家族で裁判員候補者に選ばれたのが私で二人目で、当たる確率がとてつもなく高いな、ちょっと違う方向にいてくれれば良いなと思いました。比較的近い所に住んでいるので負担は感じませんでした。自分一人で決めるものではなく、皆さんと決めるということで、気持ち的には楽でした。裁判の最終日は、ちょっとほっとしました。勤務先では私が裁判員になったことを知っていましたが、それについての話をしてきませんでしたし、私からもしませんでした。経験できないようなことを経験できたということは、この先どこかで役に立つのではないかなと思っています。裁判員を受けて良かったと思っています。

(司会者)

次に、6、7、8番の方は、殺人の事件を担当されました。被告人が、知人女性方において、知人女性の首を絞めて殺害したという事案でした。被告人が犯人かどうかについて争いがある事案でした。

この事案は、秋田地裁で行われた裁判員裁判で最も長期間となるものでしたが、公判期日は判決宣告期日を含めて15回、期間は評議だけの日と週末を含めて56日間でした。

(6番)

私が裁判員となり一番強く感じたのは、裁判長をはじめ、裁判官、司法職におられる方の職務は、私の想像以上に厳しい職務であるということです。裁判員になって、具体的にどのような視点で着目すればよいのか、お互いの意見をよく聞いて、自分の意見を持ち、論理に花を咲かせていただくことを期待しておりました。経験が日常生活への充電となり、様々な視点や感覚を反映させ、健全な社会常識に反映させること

を学びました。どうもありがとうございました。

(7番)

裁判員選任の日に裁判所に来ましたが、結構な人数がいたので当たるわけがないなと高を括っていました。自分が裁判員に選ばれて裁判の内容が記載された紙を見た時に、まずいな、大変なことになってしまったなというのが第一印象でした。仕事等ありましたので、この先大変なことになると思いながらも、なりたくてなれる裁判員でもないし、良い経験になるだろうと思って、参加させていただきました。実際参加してみて、人の人生や将来に関わってしまう責任の重さも感じました。これまでテレビでニュースを見ていても、こんな事件があったんだ、と思う程度で深く考えることはありませんでしたが、裁判員を経験してからは、テレビでニュースを見ると、軽々に発言できないな、もう少しまじめに考えようかなという気になりました。大変良い経験をさせていただいたと思っています。

(8番)

裁判所から封書が来た時は、家族もびっくりしていました。封書に「協力」と大きく書いてもらった方が良いのではないかと考えております。封書が来た時は、何をどうすればいいのかなと迷いました。私は刑事ドラマや推理ドラマが好きなので、やってみようかなと思いました。やってみて一番感じたことは、法廷に入った際、静寂な空間の中で事件の話を聞いているうちに、自分もこうなったらどんなものなんだろうなと思いました。良い経験になりました。ありがとうございます。

2 審理手続についての感想・意見

(司会者)

それでは、審理手続について、御意見や御感想を伺いたと思います。

審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述はこれから行われる証拠調べの概要やポイントを各当事者の立場から説明するというものです。その上で、書証の取調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、証拠調べの結果を踏まえて検察官は論告、弁護人は弁論という意見を述べる手続を行い、被告人の最終陳述と進み、審理を終えることとなります。なお、皆さんが参加された裁判員裁判のときから時間も

経過していることから、本日はあらかじめ皆様に資料をお配りしました。必要に応じて御参照ください。

まず、証拠調べについて伺いたいと思います。

証拠の中には、被害者の御遺体の写真や、生々しい傷跡の写真など、裁判員が負う精神的負担が大きいのではないかと考えられる証拠がある場合もあります。このような証拠については、争点との関係で真に取調べが必要な証拠に厳選し、あるいは、写真をカラー写真ではなく白黒写真を用いたり、彩度を落としたり、写真でなく図面で足りるような場合には図面を用いたりするなどして、裁判員にとって過度な負担にならないような配慮をした証拠調べを行う場合もあります。この点について御意見を伺いたいと思います。

1, 2, 3番の方は、被害者の御遺体の写真の取調べがありました。ただし、傷の詳細についての多くは写真そのものではなく図面などを用いていました。また、タクシーのドライブレコーダーに犯行そのものの一部が撮影されていたことから、その動画の取調べもありました。

これらを見たり聞いたりした際の精神的な負担感はいかがだったでしょうか。御遺体の写真やドライブレコーダーを取り調べる必要はなかったのではないかと、あるいは、逆に、もっとありのままの写真などの取調べがあっても良いのではないかとというようなご意見もうかがえればと思います。

(1番)

実際に車載カメラの映像等を見て、考え方とか思いとか、そのようなものが見えてきて、とても参考になりました。車載カメラの映像がなければ、全然違った考えだったのかなと思いますので、車載カメラの映像を見たのは良かったと思います。見入りましたし、考えや思いとか、そのようなものが見えてきたような気がしました。

(2番)

自分はドラマ等はあまり見ないので、まさかここまでやるとは思っていませんでした。図面を見た時は想像することができませんでしたが、ドライブレコーダーを見た時は結構衝撃的でしたので、その日はちょっと眠れなくて、戸惑った記憶が残っています。

(3番)

ドラマの殺人事件等はテレビ等で見っていますが、車載カメラの映像が証拠として出

されましたので繰り返し見たところ、現実にこんなことがあるんだろうかと驚きました。何回も見ましたので、家に帰ってもそれが頭に残っていて、床に就いても眠れない時が一日二日くらいありました。あまり見るのも良くないなというのがありますが、今回の事件については、カメラ映像が犯行の全てを物語っていたものだったなと感じています。

(司会者)

そうすると、ドライブレコーダーを見た後は負担感が大きかった、ただ、事件の内容からすれば取り調べる必要性があったということになりませんか。

4, 6, 7, 8 番の方は、被害者の御遺体の発見された現場の写真が証拠として取り調べられ、その中に御遺体が撮影されている写真もありました。ただし、御遺体の写真については、そのままの写真ではなく、彩度をやや落としたものを用いていました。

同じ質問になりますが、いかがでしたでしょうか。

(4 番)

部屋の様子が分かる現場の写真を何枚か見た後に御遺体の写真だったので、事件の様子が頭の中で思い描かれたりして、とても分かりやすかったです。1 枚の御遺体の写真でしたが、選びに選んでの 1 枚にしてくれたんだろうなと思いました。時々普通の生活の中でふと思い出すということはありませんでしたが、写真を見ることは裁判をする上では必要だったと感じています。

(6 番)

私の場合、御遺体の写真を見てもびっくりしませんでした。それを見ないと裁判ができないような感じがしました。現場の写真を見ないと、何も話をする事ができないと思いました。

(7 番)

御遺体の写真は、裁判を進めていく上で必要だから見るという意識で見えていたのですが、法廷の場で見ると、家でテレビでドラマを見るのとでは、同じ写真だとしても受ける印象が違うものだなと思いました。

(8 番)

私は 3 体ほど死体を見たことがあります。一番衝撃的だったのは、事故で子供が車にひかれた上に更に車にひかれてペしゃんこになった死体を目の前で見たことです。

現実の死体を見てきましたので、写真を見てもびっくりすることはありませんでした。経験のある人とない人の違いは大きいと思いますが、あまりにも衝撃的な死体の写真は出してほしくないのではないかと思います。

(司会者)

今回の事件で見た写真はどうでしたか。

(8番)

特に問題はないです。

(司会者)

5番の方は、御遺体の写真のような証拠はありませんでしたが、見聞きした証拠の中で精神的な負担を感じたというようなものはあったでしょうか。

(5番)

裁判では写真が出るということを報道等で聞いていましたので、もしかしたら出るのかなと思っていましたが、担当した事件では出ませんでした。テレビのドラマ等で残酷なシーンもありますので、今皆様がお話しされた程度の写真だったら、たぶん大丈夫だと思います。中には気分を悪くされる方もいると思いますが、ある程度は必要なのかなと思います。

(司会者)

次に、証人尋問についてお話を伺いたいと思います。1ないし5番の方の事件では、被告人の犯行当時の精神状態などが問題になり、精神科の医師が証人となりました。また、6ないし8番の方の事件では、DNA鑑定に関する証人尋問が行われました。専門的な言葉が使われたり、内容も専門的なものだったかと思いますが、尋問内容は分かりやすいものとなっていたでしょうか。

(1番)

被告人側の精神科医と後の精神科医とで、同じ精神科医の診断でありながらかい離があって、被告人側の精神科医は滑らかに短時間で終えましたが、後の精神科医はこんなに時間をかけなくてもいいのではないかなと思いました。被告人側の精神科医の説明と、後の精神科医の説明とで、混乱するというかかい離があった気がして、少し時間がかかったのかな、端的にできないのかなと思いました。

(司会者)

精神科の医師が2名証人として出廷して、被告人弁護人が請求した医師と、検察官

が請求した医師の2名がいて、最初の弁護人が請求した医師の方が分かりやすかったけれども、検察官が請求した医師の方が少し分かりづらかったということですか。質問の趣旨が分かりづらかったのか、それとも医師が話す内容が分かりづらかったのか、どちらでしょうか。

(1番)

内容です。

(2番)

1年くらい前のことなのでよく覚えていませんが、分かりにくかったなと思ったのを覚えています。一つの症状に対して医師が二人いて見解が違うというのが良く分からなかったなと思いました。

(3番)

正直なところ、精神科医の言っていることは理解できませんでした。弁護人側の精神科医はそれなりの理論で話していたような感じはしましたが、検察官側の精神科医は何を言っているのかちょっと理解できませんでした。

(4番)

私が担当した事件の精神科医は一人でした。被告人の書いた日記などの心情が分かるようなもの、言葉の裏にある精神状態、その時々々の精神状態、精神病の名前、精神病にもいろいろな種類があり、その病気ごとの行動パターンなど、詳しく、分かりやすく教えていただいたので良かったと思います。

(5番)

もっと難しい用語が出てくるのかなと思っていましたが、配慮していただいたのか、ある程度は素人の自分たちにも理解できたのではないかと考えています。自分にとっては比較的聞きやすかったと考えています。

(6番)

DNAという言葉すら分からないし、データが多くて、聞いているうちに分からなくなるようなこともありました。2回3回とDNAのことが出てくると分かるようになりました。DNA鑑定で殺人かそうでないかを決定できることにちょっと疑問を感じました。

(司会者)

証人の分かりやすさという部分はどうでしたか。

(6番)

最初は分かりにくかったですが、時間が経過するにつれて分かるようになりました。

(7番)

証人尋問の場では、DNA鑑定について特に専門知識のない私たちに分かりやすいように話を進めていただいたと思っていますが、専門用語や聞いたことのない単位等いろいろなものが出てきたので、家に帰ってからも少し気になって、インターネットで調べてみたりしました。証人尋問自体は、あれ以上簡単に分かりやすく説明するとなると、日数や時間もかかると思いますので、実際の裁判で進めていただいたような感じで良かったと思います。

(8番)

ドラマでもよく出てくるDNAなので、聞いた説明は分かりました。今回の事件は結果が出るまで長かったので、できればもう少し早く結果を出してもらいたかったです。

(司会者)

証人尋問を短くということでしょうか。

(8番)

証人尋問はそんなに分からないわけでもなかったのですが、どちらでも良いのではないかなと思います。

(司会者)

審理全般についてですが、検察官、弁護人の冒頭陳述や論告・弁論が分かりやすかったのか、それとも分かりにくかったのか、印象に残っていることがありましたら、御意見を伺えればと思います。

(1番)

検察官が、刺した刃物を目の前に見せたりして、非常に分かりやすい説明でした。

(2番)

とても分かりやすい説明で、こちらとしては助かりました。

(3番)

ゆっくりとした口調で、メモを取りながら聞くことができるような感じでしたので、良かったなと思います。

(4番)

検察官については、図を作っていたり、専門用語を使わずに専門知識がなくとも分かるようにしていただいたりして、とても分かりやすかったと思います。

(5番)

検察官や弁護人の説明は大変分かりやすかったです。ただ、検察官や弁護人の声はよく通るのですが、被告人の声が全く聞こえなくて、何を言っているのか分かりませんでした。裁判長からスタンドマイクに近づいて話すようにとか何度も注意されましたが、もっと別の改善方法、例えばワイヤレスマイクを使うとか、声をもっと通るような方法を取ってもらえたら良かったと思います。

(6番)

弁護人と検察官の説明は分かりやすかったです。

(7番)

検察官も弁護人も、説明や話のスピードについて、こちらに大変気を遣っていただいているなと思っていましたが、どちらかという、検察官の方が特に丁寧に分かりやすいように説明していただけたのかなと思っています。

(8番)

検察官と弁護人の説明は十分だったかなと思います。

3 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

それでは、次に評議や判決について伺いたいと思います。

評議では、①裁判官から法律用語などについての説明があったと思いますが、評議を進めるに当たって裁判官からの説明は分かりやすかったでしょうか。また、そのような説明等を前提として、②評議の中で御自身の意見を十分にお話いただけたでしょうか。評議の時間が十分なものであったか、話しやすさはどうであったか、評議が充実していたかなどについて伺えればと思います。

(1番)

裁判官は雲の上の人と思っていましたので、裁判官に質問できるだろうかと思っていました。しかし、自分たちにも分かりやすく、かみ砕いて、理解できるような説明をしていただいて、二日目からはほっとして、自分たちの考えていることを自然に口にできるような雰囲気を作っていたいただいたような気がします。安心して裁判員の役目

を果たすことができたような気がします。

(2番)

評議は十分できたと個人的には思っています。

(3番)

評議については、裁判官の方々から丁寧に説明していただきました。特に、刑や判例について丁寧に説明していただきまして分かりやすかったです。調書や証拠について、全員が意見を出し合って、お互いに確認しあって、そのような流れで進むんだなと感じました。

(4番)

いざ刑を決めるという段階で少し固まってしまったところもありましたが、裁判官にはフレンドリーに接していただきましたし、裁判官から判例の説明をいただいたり、裁判員の方々とも数日みっちりと同じ課題に取り組んだので、思いついたことがあったらそれぞれが意見を述べるというかたちで評議を進めていけたのかなと思いますし、充実していたと思います。

(5番)

裁判員の人たちが、実際に立って動きながら、活発に意見を出し合って、真剣に、時間をかけて評議をしたと思っています。どうやって判決を決めるのか全然分からなかったのですが、判例を出していただいて、このような場合はこうなるというようなものを見ながら、いろいろな意見を出し合いました。充実した意見が出たのではないかなと思います。

(6番)

納得できる評議の仕方でした。

(7番)

評議の間、裁判官の方々から説明がありましたし、こちらの質問に丁寧に答えていただいて、話しやすい感じはありました。しかし、県民性といいますか、最初のうちは、皆さん口を開かないんですね。裁判長にもフレンドリーに接していただいたりしていましたが、最初に口を開きやすい環境と言いますか、場の雰囲気を作られれば、もっと活発に話し合いができたのかなと思います。判決に関しては、結構な時間、皆さんで話し合った結果ですので、失敗だとか、後悔だとか、そういうものはありません。

(8番)

最初は皆さん未経験者で、評議と言われてもぴんとこないところが多々ありました。何を質問してよいのか、言ったら間違っているのではないかと思うところもありましたが、話し合いの中で良い結果を出すことができたら良いのではないかと思って発言しました。休み時間にも話をしたりしていろいろな意見を出したり、評議の時はまじめな気持ちで真剣に答えてもらったのが、私たちにとっても良い経験だったと思っています。

4 裁判員を務める上での負担感について

(司会者)

それでは、次に、裁判員を務める上での負担感などについて、お話を伺いたいと思います。

まず、そもそも刑事裁判、特に、被害者が亡くなっているという重大な事件を担当することによる精神的な負担感があったのではないかと思います。また、裁判の期間中、お勤め先をお休みになったり、御家族に何らかの負担がかかったりと、様々な御苦労や気遣いがあったかと思います。裁判の期間中に特に大変だったことなど、お話を伺えたらと思いますが、いかがでしょうか。また、その負担感を少しでも解消する方法として、何か改善してほしい点や課題などありましたら、お話しいただければと思います。

(1番)

退職していますので、幸いにして自分を振り返る時間があり、その日に学んだことや疑問点をインターネットで調べたりすることもできましたので、負担はなかったような気がします。

(2番)

11月末に選任手続があり、12月初めから期日があったのですが、ちょうど仕事で監査があり忙しい盛りで、その点が大変でした。

(3番)

会社は協力的で、積極的に参加しろと言われてました。同僚も仕事をカバーしてくれたので負担はありませんでした。

(4番)

自営業ですので、時間の都合や仕事の都合が自分で調整できましたので、その点は大丈夫でした。家を空ける時間もいつもどおりだったので、時間的な負担はなく参加しやすかったなと思います。負担感を解消する方法ということですが、精神的負担については、殺人事件を扱うということもあり、最終日でもいいので、裁判員同士何気なく話す時間が30分でもあったら良かったかなと思いました。

(5番)

裁判員に選ばれたことを会社に報告したら驚かれて、休みはどうなるんだなどと逆に聞かれたくらいでした。家族への負担はありませんでした。自分としては裁判所の進め方で特に問題はなかったと思います。先ほど4番の方が言われたように、裁判員同士で話す時間があっても良かったと思います。

(6番)

知人に話せないということで、守秘義務の関係が負担でした。

(7番)

刑事事件を扱うことについては、事件の内容も内容だったので、人を裁くことについて多少負担に感じました。個人的なことになりますが、仕事が専門的な内容のため、審理や評議が終わった後、職場に連絡したり、実際に行ったりすることが半分くらいあったのが、多少つらかったです。裁判員に選ばれたと会社に報告した際に、会社の方が戸惑っていた感じでしたので、裁判所から会社に対しても通知してもらえれば、仕事の方もやりやすいのかなと思いました。守秘義務については、職場の仲間に聞かれることもあり、どこまで話していいのか、それともかたくなに話さないようにすればいいのか悩んだりもしました。

(8番)

期日が12月、1月であれば、除雪してから裁判所に行かなければならないので、とても大変だったと思いました。裁判所まで1時間半かかるため、宿泊についても考えたのですが、自費だということだったので、費用について考慮してもらえたらと思いました。

5 法律家への要望

(司会者)

ところで、最近、裁判員を辞退したいと希望する方が増えていることなどから、国

民の皆様の裁判員制度に対する関心が薄れてきているのではないかとということが話題になっています。実際に裁判員裁判に参加してみて、今後、どのようなことをすれば皆様、一般の方が裁判員裁判により興味を持ち、参加しやすくなるかという点について、裁判所、検察庁、弁護士会それぞれに対して、何か望むことはあるでしょうか。

また、裁判所、検察庁、弁護士会以外、例えば、今日は報道機関の方もいらっしゃっていますが、報道機関に対して、あるいは、役所、学校、企業などに対して、望むことなどもあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(1番)

法律家は堅いイメージが強いので、ざっくばらんに一般人と対談する機会などがあればよいのではないかと思います。裁判員に参加して、法律家の方がソフトな雰囲気であることが分かったのが良かったです。

(2番)

一般の方が裁判員裁判に対し興味を持つのは難しいと思うので、地道に広報活動を行っていくほかないのかなと思いました。

(3番)

制度が始まった頃は、マスコミも頻繁に取り上げていましたが、最近は大下火になってきたので、もう少し取り上げるようにしたらいいと思います。また、各市町村の広報誌なども利用したり、学校の授業の中で裁判員制度について取り上げるようにすれば、一般市民も興味を持つのではないかと思います。

(4番)

1番の方と同じで、裁判官と一般市民との交流会などを開催し、思っているほど敷居が高いわけではないということを知ってもらえるのがいいのではないかと思います。また、裁判員になって初めて、裁判の傍聴が気軽にできるということが分かったのですが、裁判の開廷情報などを一般の方がキャッチしやすいようにしたらいいと思います。

(5番)

最初は嫌でしたが、裁判員に決まってからはスムーズに裁判に入ることができました。最近では辞退率が上昇していると聞いていますが、制度が始まった頃は報道されていたのに、最近ではあまりテレビで裁判員裁判のニュースを見ないので、マスコミの方でももう少し取り上げてみていいのではないかと思います。とても難しい問題だと

思います。

(6番)

3番の方と同じで、学校や児童会館、老人クラブなどの団体にPRすべきだと思います。裁判員に選任されたら、すぐ応じられるような態勢を取っておくことが重要だと思います。

(7番)

裁判所も情報を発信しているとは思いますが、裁判員の情報が一般の方に届いていないと思います。自分も裁判員候補者として呼出しされるまでは、何のことだという感じでした。裁判期間中に職場の同僚や友人が傍聴に来たり、別の事件も傍聴したりしてくれて、個人的なつながりとしては情報を発信できています。これからも、裁判員を経験した者として、裁判員について聞かれたら、そんなに難しいことではなく良い経験だったと発信していけたらと思っています。

(8番)

地域ごとに裁判員裁判に興味のある方への講習会を開いて、それに参加した人の中から裁判員を選任したりすればよいのではないのでしょうか。

6 これから裁判員になる方へのメッセージ

(司会者)

最後に、皆様にこれから裁判員となられる方へのメッセージがあれば、お伝えいただければと思います。その際に、御自分にとって、裁判員を経験したことでプラスになったということがあれば教えていただければと思います。

(1番)

裁判員の一声で人の人生が決まるという体験はそうできることではないですし、テレビの世界ではなく身近な世界のことなので、私たちの常識で参加してみませんかとお伝えたいです。

(2番)

なかなか経験できることではないので、やってみてほしいと思います。私は、思ったことをすぐ口に出す方でしたが、裁判員を経験してからは、考えて発言するようになりました。そこがプラスになったと思います。

(3番)

最初は不安でしたが、実際裁判所に来てみると、事務の方は丁寧に説明してくれましたし、裁判官も平易な言葉を使用して、一般市民目線で話しやすい雰囲気づくりをしてくれました。今後裁判員になられる方は、構えないでまず裁判所に来てみてほしいと思います。いい経験になると思いますので、ぜひ参加していただきたいです。プラスになったことといえば、今までは、ニュースを見ても事件に注目してきませんでしたが、裁判員を経験してからは、最初から最後まできちんとニュースを見て、事件に関心を持つようになったことが良かったです。

(4番)

最初は不安が大きかったのですが、ためになったことが多かったです。私は裁判員に選任される前に、生活困窮者等の支援事業を考えていたのですが、担当した事件が母子の貧困が関係する事件だったので、この事件の裁判員に選任されたということは、実行に移さなければいけないと背中を押された気がして、現在その事業を少しずつ進めているところです。私自身が子育て中ということもあり、心に響き、自分の子育てを振り返ることもありました。被告人も子供の頃から悪人だったわけではなく、周りの大人の関わり方や生活環境で変わってしまうものなのだなと、人ひとりの人生が変わるものなのだなとすごく感じました。自分の人生を振り返り、今後どう良くしていくかということを考えさせられました。

裁判員はどうだったかと聞かれたら、喜んでお話ししますし、お勧めすると答えたいです。

(5番)

裁判所から通知が届いたらぜひやってほしいと思います。今まで自分が見られなかったことが見られましたし、今までにない経験をしたと思います。審理期間の10日間は、今後の私の人生において役に立つと思っています。

(6番)

これから裁判員になる方には、裁判員を経験することで、人の意見をよく聞いて、自分の意見をきちんと言えるようになってほしいと思います。論争に花を咲かせられるような裁判員になってほしいと思います。

(7番)

私はこれまでよりも物事を少し考えてから口に出すようになりました。今まで経験したことのないことを経験することで、何か一つでもプラスになるということが絶対

にあると思いますので、裁判員に選ばれたら、ぜひやってほしいと思います。

(8番)

裁判員に選ばれたら、恥ずかしがらずに自分の意見を言ってほしいと思います。プラスになったことといえば、事件の内容を把握する過程で、自分がもし被告人の立場になったらどうなんだろうと考えて、身に染みたことがいい経験になりました。

7 法律家からの質問・感想

(司会者)

法律家の皆様はこれまでの裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、何か御質問があるでしょうか。また、どのような御感想をお持ちになりましたでしょうか。

(検察官)

本日は貴重な御意見ありがとうございました。裁判という非日常の場で、不安や緊張感、精神的なプレッシャーを受けつつ、いろいろなことを考えてやっていただいていたのだということが伝わってきました。我々は日常の仕事として裁判に関わっていますが、ともすれば一般の方の感覚を忘れがちになることもあります。今日は本当に生の声と言葉でお聞かせいただき、これまでの仕事、これからの裁判の取組の在り方を深く考える良い機会となりました。裁判員になるのは嫌だったけれども、なってみたら良かった、分かりやすかったと言われる裁判を今後もできるように、今回の意見を受けて、さらに工夫したやり方について励んでいきたいと思います。

(弁護士)

様々な御意見ありがとうございました。弁護人の役割としては、被告人の主張を基に主張を組み立てていくわけですが、分かりにくいという御批判を受けることも多々あるところです。他方、弁護人としては、被告人の権利を擁護していかなくてはならないわけですが、やはり分かりやすい主張をすることが、議論がかみ合うことにつながり、かみ合った議論をすることで、裁判員の皆様が裁判員裁判に参加して良かったという感想を持っていただけることにつながるのではないかと思います。議論をかみ合わせるためにも、弁護人の側でも研鑽を積んで、分かりやすい主張を心掛けていかなければならないということを改めて感じております。そういったことが、裁判員経験者の方から評価を受け、裁判員裁判への参加を促すことにもつながっていくのではないかと感じました。

(裁判官)

本日は貴重なお話をありがとうございました。裁判そのものに対する不安、裁判官に対する不安、重責を担うことへの不安を抱えながら、裁判員として職務を果たされていたのだということに改めて思い至りました。裁判員の皆さんと一番長く接する者として、同じ裁判体の一員として、不安等を和らげることについて更にできることはないのか、今後も考えていきたいと思えます。

選任手続期日の通知を受け取られる前に、裁判員裁判についての理解を深めておいていただくというのが、一つポイントだと感じました。現在も、小学校高学年を対象にした夏休み裁判所見学会や、高校や大学生の裁判所見学、出前講義などを実施しており、それに関与する機会があるのですが、その際にはざっくばらんにお話をし、裁判官に対する構えを解いてもらうということを意識しています。それを今後も続けていくことが重要だと思いましたが、学生の方だけでなく、企業の方等に関しても進めていくということが重要なのだということを確認いたしました。

8 報道からの質問

(司会者)

記者の皆さんから、何か質問などありましたらお願いします。

(報道記者 (NHK))

裁判員 6 番から 8 番までの方に質問させていただきます。

参加された裁判が 5 6 日という長い期間にわたりましたが、それによる負担はありましたか。

(6 番)

個人的にはありませんでした。

(7 番)

仕事のことで、同僚に迷惑をかけているなと思うところがあり、申し訳ないということは何度も考えることがありました。5 6 日という日数については、短かったらどうかというようなことを考えたこともなかったので、終わるまでが裁判だと思って、決められた日数を裁判所に来ていたというのが現状です。

(8 番)

期日が 1 2 月であれば自分の仕事でいっぱいだったと思いますが、実際は 1 1 月だ

ったので、その点は救われました。裁判所まで1時間半かかりますが、そんなに負担には感じませんでした。

(報道記者(秋田テレビ))

4番の方が先程「何気なく話す時間」というお話をされましたが、具体的に説明をお願いします。

(4番)

最終日は、一通りの業務が終わるとそのまま解散になるので、一定期間同じ課題を共にしたもの同士、裁判の事しかお話しできていないので、お互いをねぎらうというか振り返りの時間があれば良かったなと思ったということです。事件についてぎくばらんなことを話せる自由時間が少しでもあれば良かったのにと考えた次第です。

(報道記者(秋田魁新報))

機会があれば再び裁判員をやってみたいかどうかと、またその理由についてお聞かせください。

(1番)

もしお声がかかったら、やってみたいです。もうちょっと自分の気持ちが大人になって裁判に臨むことができると思うからです。

(2番)

やってみたいですが、やったことのない方を優先してほしいです。

(3番)

断ります。人を裁くということがどうしても嫌です。それが重い刑を言い渡す必要があった場合には、ずっと心に残る気がしてあまりやりたいとは思いません。

(4番)

自分が成長できる機会だと思うので、声がかかればやりたいと思います。裁判員に選ばれた方は、ぜひ経験してほしいと思います。

(5番)

事件の内容にもよると思いますが、やると思います。最初の時よりも進歩した状況で審理や評議に臨めると思うからです。

(6番)

年齢も年齢で知識に自信がないので、これから裁判員に選ばれる方を応援していくことをがんばりたいです。

(7番)

一つでも自分のプラスになることを経験できると思うので、選ばれたらやりたいです。また、一度裁判員を経験した者として、裁判官やほかの裁判員が評議を進めやすいようにお手伝いできるのではないかと思うところがあり、やってみたいと思います。

(8番)

今回経験してみて、いい意味でおもしろいと感じましたので、やってみたいです。

(司会者)

本日は、参加者の皆様方、お忙しい中わざわざお集まりいただき、貴重な御意見をお話しいただき、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

裁判所としては、今後も、裁判員裁判を国民の方がさらに参加しやすい制度にしていくこと、裁判員にとって分かりやすい審理を実現していくこと、裁判員の皆様が御自身の意見を率直に言えて、充実した評議を実現することなどについて心がけ、努力を重ねていくつもりです。

これで、裁判員経験者の意見交換会を終了します。裁判員経験者の皆様、法曹三者の皆様、大変お疲れ様でした。